

いじめ防止等のための基本的な方針

神戸市立長田小学校

はじめに

長田小学校は、教職員・保護者・地域が一体となって、本校が掲げる「仲間とともに すすんで学び たくましく生きる子」という教育目標を達成するため、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針（以下「長田小学校基本方針」という。）を策定します。

平成26年3月

令和8年4月 改定

1 いじめの防止等のための対策の基本的な姿勢

本校は、長田小学校基本方針に基づき、保護者・地域と連携しながらいじめの問題の根本的な解決に向けて取組を進めていきます。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行います。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍する児童等に対して、本校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・ 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要で、そのいじめの認知は、特定の教職員によることなく、校内いじめ問題対策委員会を開催し、情報を共有した上で行います。

3 教職員の意識と責務

- ・ 「元気なあいさつ、温かい（気持ちのよい）言葉づかい」を大切にし、児童一人一人が自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係づくりに努めます。
- ・ わかる授業、一人一人の児童が活躍できる活動・行事等を通じて、児童の自己有用感を高めます。
- ・ 児童、教職員の人権感覚を磨きます。いじめの兆候を見逃さないようにアンテナを高く保ち、教職員相互が積極的に児童の情報を交換して、情報の共有に努めます。
- ・ 児童の表情や行動の変化に気を配り、いじめが疑われる段階から対応します。
- ・ 「いじめは決して許さない」という姿勢を様々な場面で児童に伝えます。
- ・ いじめの問題を個人や特定の教職員で問題を抱え込んだり隠したりすることなく、校内いじめ問題対策委員会で情報を共有し、適切かつ迅速に対応します。
- ・ 保護者や地域の方々からの情報を受け入れる姿勢を大切にするとともに、互いに協力し解決に努めます。また、子供たちの豊かな人間性を育むために不可欠な家庭の役割について、保護者の方の意識を高めていけるよう情報発信していきます。

4 校内いじめ問題対策委員会と関係機関の連携

(1) 校内いじめ問題対策委員会の設置

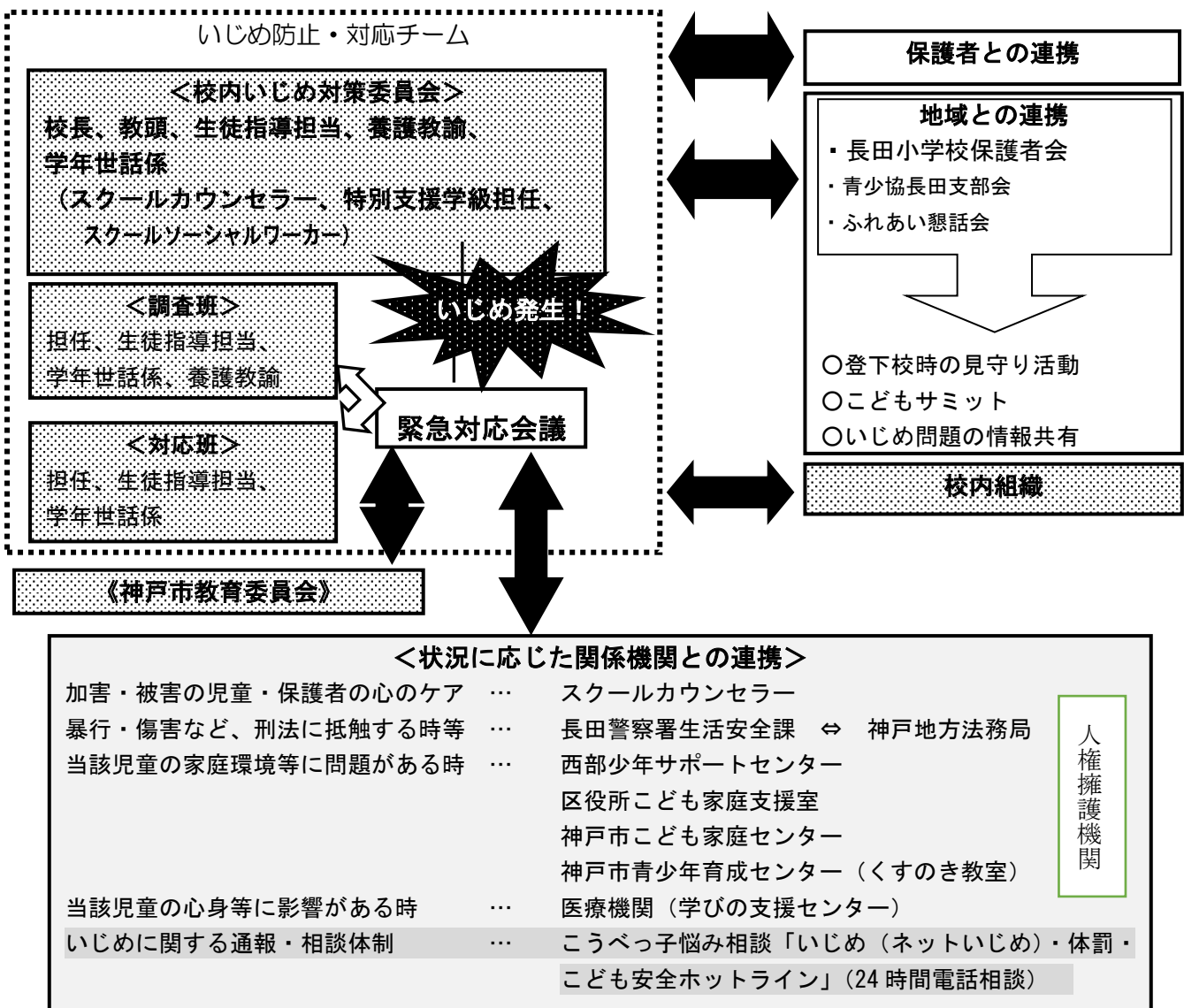
本校は、校長、教頭、関係教員、生徒指導担当、養護教員等の参加による、校内いじめ問題対策委員会を設置します。(場合に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも参加する。)

(2) 校内いじめ問題対策委員会の役割

- ・本校におけるいじめ防止等の取り組みに関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発を行います。
- ・いじめの相談があった場合には、当該担任等に加え、事実関係の把握、関係児童、保護者への対応等について協議します。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに十分注意しながら、本校の教職員が共有するようにします。
- ・いじめの問題に関する本校教職員の理解と実践力を高めるための研修を年に複数回、計画的に行います。
- ・本校のいじめ対策についての取り組みの検証と改善を行います。

(3) 状況に応じた関係機関との連携

- ・校内での指導だけで十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関との適切な連携が必要であり、平素から関係機関と連携する体制を構築しておきます。



5 いじめの未然防止・早期発見

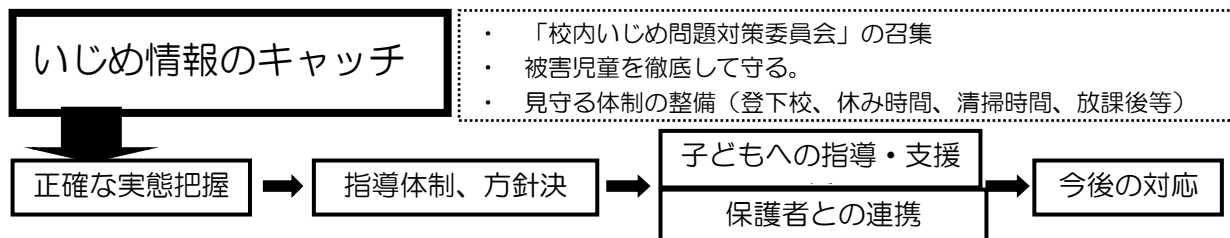
いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、年間を通して予防的な取り組みを計画・実施します。

いじめを早期に発見するために、児童に対するアンケート調査、教育相談その他の必要な措置を講じ、取り組み状況を把握します。早期発見をすることが早期解決につながると考え、日頃からの児童との信頼関係の構築と見守りに努めます。

また、児童が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめの防止に関する活動（こどもふれあいサミット）に積極的に取り組みます。

6 いじめの早期対応

いじめの兆候に気づいた時には問題を軽視することなく早期に事実関係の把握を行い対応します。



7 いじめの解消について

いじめが「解消している」状態とは、①「いじめに係る行為が止んでいること」②「いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている状態と考えます。しかし、学校は必要に応じて他の事情も勘案して判断し、中長期的な視点でも児童の人間関係・生活状況を見守り、改善に向けて導いていきます。

8 特別な支援を必要とする児童への対応

特別支援学級に在籍する児童、もしくは、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対して、一人一人の特性を正確に理解し、情報を共有した上で、全教職員による支援体制を構築していきます。更に、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てていくため、個々の児童を尊重する教育の推進が必要であり、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を積極的に進めます。

9 特に配慮を必要とする児童への対応

特に配慮を要する以下の児童がいじめを受けることなく、充実した学校生活を送ることができるよう、正しい理解を深めていくための研修を行い、学校として必要な対応ができるよう努めます。

- ①海外から帰国した児童・外国人の児童・国際結婚の保護者をもつなど外国につながる児童
- ②性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ③各地での災害や事故等により被災した児童や避難をしている児童
- ④特別な事情があり、親元を離れて生活をする児童

10 インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

(1) 未然防止

- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の情報を把握し、西部少年サポートセンターや兵庫県警などの関係機関と協働して、情報モラル教育を実施するとともに、児童、保護者、地域への啓発に努めます。
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて、保護者に協力を依頼します。

(2) 早期対応

- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、状況によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応します。

11 校種間の連携

保育所・幼稚園・認定こども園等と小学校・特別支援学校間、そして小・中・高・特別支援学校間の連携により、児童生徒の情報を確実に引き継ぎ、指導に生かすとともに、いじめに対する学校間の指導体制、指導内容の共有に努めます。

12 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告と調査

- ・重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会事務局に報告します。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、教育委員会事務局指示のもと組織を設け、速やかに事実関係を把握します。

(2) 調査結果の報告

- ・いじめを受けた児童やその保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時、適切な方法で説明します。

13 その他

本校は、校内いじめ問題対策委員会によって、適宜長田小学校基本方針を見直し、必要があると認められるときは改定します。